

令和6年7月教育委員会定例会事項書

令和6年7月9日（火） 午後1時30分から
教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 報告事項

- (1) 学校再編準備委員会の進捗状況について (教育政策課)
- (2) 市民学習活性化事業 すずか市民アカデミー「まなベル」について (文化振興課)
- (3) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）に係る意見公募等の実施結果について (文化財課)
- (4) 令和7年度鈴鹿市立幼稚園入園児募集要項について (子ども育成課)

4 その他

- (1) 令和6年8月教育委員会定例会及び懇談会の開催について (教育総務課)

7月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (松嶋 康博)				(会議録署名者) 教育委員 (笠井 智佳)	
教育委員 (服部 直美)				教育委員 (下古谷 博司)	
文化財課長 (大窪隆仁)	文化振興課長 (柳井谷光教)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
	子ども育成課長 (中村 康次郎)		学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)
				書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年7月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年7月9日

鈴鹿市教育委員会

学校再編準備委員会の進捗状況について

教育委員会事務局教育政策課

学校再編準備委員会について、下記のとおり各部会を開催しましたので報告します。

○第1回PTA部会

日 時：令和6年6月27日（木）19時から

場 所：郡山小学校

内 容：（1）PTA組織体制や活動内容について
・検討項目の確認
・各校のPTA活動の洗い出し
（2）体操服等の学用品について

○第1回跡施設利用検討部会

日 時：令和6年7月3日（水）10時30分から

場 所：天名公民館

内 容：（1）全国における学校跡地の状況等
（2）鈴鹿市における基本的な考え方
・学校施設の状況
・利活用の可能性調査に向けて

○第2回通学・安全部会

日 時：令和6年7月8日（月）19時から

場 所：天名公民館

内 容：スクールバス走行ルート（案）について

《今後の予定》

○第2回総務部会

日 時：令和6年7月11日（木）19時から

場 所：合川小学校

○第1回代表者会議

日 時：令和6年7月24日（水）19時から

場 所：郡山公民館



すずか市民アカデミー

まなベル

主催：鈴鹿市

今年のテーマ

温故知新

～新たな未来に向かって～

① 遺伝子検査で何がわかるのかな？

9.12(木)

講師：棚橋 伸行さん 会場：鈴鹿医療科学大学(千代崎キャンパス)
13:30～15:00

② 『ゲーミング』により費用分担問題を解きましょう

9.21(土)

10:00～11:30

講師：川口 雅司さん 会場：鈴鹿工業高等専門学校

③ 避難所生活において健康を維持するには

9.23(月・祝)

講師：齋藤 恒一さん 会場：鈴鹿医療科学大学(千代崎キャンパス)
10:00～11:30

④ 有害鳥獣駆除とジビエ利活用の可能性

10.5(土)

10:00～11:30

講師：櫻井 秀樹さん 会場：鈴鹿大学短期大学部

⑤ 高齢期と青年期それぞれの継承

10.12(土)

10:00～11:30

ーキリスト教と仏教に学ぶー

講師：川又 俊則さん 会場：鈴鹿大学

⑥ 温故知新、シェイクスピアを知る！

11.9(土)

10:00～11:30

講師：松尾 江津子さん 会場：鈴鹿工業高等専門学校

- 1 対象 高校生以上の方なら、どなたでも受講可能。(定員 50 名程度)
- 2 申込方法 電話・はがき・ファックス・電子メール・申込フォームのいずれかでお申込みください。
①郵便番号・住所 ②名前(ふりがな) ③年代 ④電話番号 ⑤希望する講座番号を
ご記入ください。
- 3 申込先 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 【鈴鹿市文化振興課】
電話 059-382-7619 ファックス 059-382-9071
電子メール bunkashinko@city.suzuka.lg.jp
- 4 申込期間 令和6年8月5日(月)から各講座の1週間前まで
- 5 受講料 1講座 300円(傷害保険料を含む)
※学生は無料です。当日受付で学生証をご提示ください。

詳しくはコチラ
ホームページ



6 今年のテーマ 『温故知新～新たな未来に向かって～』

古い「もの」をたずね求めて、新しい事柄を知り、持続可能な社会に向かって進んでいきたいという思いを込めてテーマ設定をしました。

講座① 9月12日(木)13:30～15:00 『遺伝子検査で何が分かるのかな??』

講師：棚橋 伸行さん 会場：鈴鹿医療科学大学(千代崎キャンパス)

遺伝子検査である PCR 法はその人の体質や特定の病気のかかりやすさがわかる検査の一つです。今回、この遺伝子を目で見てもみませんか？遺伝子検査の試料を採取してみませんか？などの実践を含めてこの検査について学びましょう！！

講座② 9月21日(土)10:00～11:30 『「ゲーミング」により費用分担問題を解きましょう』

講師：川口 雅司さん 会場：鈴鹿工業高等専門学校

費用を誰がどのように負担するか、いかに総費用を分担するかを決定する「費用分担問題」は以前から多くの方法が提案されてきました。本講座では最近注目されている「ゲーミング」を使って楽しみながら参加者の皆さんと一緒に最適な答えを見つけ出したいと思います。

講座③ 9月23日(月・祝)10:00～11:30 『避難所生活において健康を維持するには』

講師：齋藤 恒一さん 会場：鈴鹿医療科学大学(千代崎キャンパス)

大規模災害時には、過酷な避難生活が続くことで命の危険すなわち災害関連死を招くことがあります。これを防ぐには、避難生活のストレスや健康問題を減らす知識と実践が重要です。本講座では、令和6年能登半島地震等での避難所健康支援の経験をもとに、避難所で健康を維持するための具体的な対策をお伝えします。

講座④ 10月5日(土)10:00～11:30 『有害鳥獣駆除とジビエ利活用の可能性』

講師：櫻井 秀樹さん 会場：鈴鹿大学短期大学部

近年、狩猟や有害鳥獣対策として捕獲されたシカやイノシシを食肉(ジビエ)として有効活用し、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献する取り組みが広がっています。本講座では、ジビエの有効活用と現代の食課題、環境問題について考えるために、資料やデータをもとに、分かりやすく解説します。

講座⑤ 10月12日(土)10:00～11:30 『高齢期と青年期それぞれの継承ーキリスト教と仏教に学ぶー』

講師：川又 俊則さん 会場：鈴鹿大学

宗教指導者たちが高齢期をどう生き、次世代に何を伝えてきたか。青年期を生きる宗教青年会メンバーが、どのように活動し次世代に何を伝えようとしているか。約20年間、講師がフィールドワークで見聞して来た「継承」について、受講者の方々が日常的に関わる機会の少ない宗教の現場について語ります。

講座⑥ 11月9日(土)10:00～11:30 『「温故知新、シェイクスピアを知る！」』

講師：松尾 江津子さん 会場：鈴鹿工業高等専門学校

16世紀のイギリスの劇作家、ウィリアム・シェイクスピアの劇は今日も世界中で演じられています。現代の舞台や映画になるとき、そこには私たち現代人の興味や関心が映し出されます。つまり、シェイクスピアが上演されるとき、それは遠い昔の異国の物語であると同時に、現代の私たちの物語なのです。さあ、一緒にシェイクスピアの劇世界を覗いてみませんか？



まなベルとは？

「すずか市民アカデミー『まなベル』」は、市内の高等教育機関と連携し、市民の「さらに詳しく知りたい」という専門的分野への学習ニーズに応えるとともに、学びの楽しさを実感いただき、生涯学習をさらに深めていくことを目的としています。各高等教育機関を会場として、それぞれの特徴をいかした専門性のある教育内容を、分かりやすく楽しい講座として提供します。

鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）に係る意見公募等の実施結果と その対応について

1 計画策定経過の結果と対応

（１）市議会全員協議会 【資料 2】

開催日：令和 6 年 4 月 1 5 日（月）

意見提案人数：5 人

意見件数：9 件

（２）意見公募（パブリックコメント） 【資料 3】

ア 対 象：市内に在住・在勤・在学の方、本市に納税義務を有する方、本案に利害関係を有する方

イ 募集期間：令和 6 年 4 月 2 2 日（月） ～ 令和 6 年 5 月 2 2 日（水）

ウ 閲覧場所：文化財課、総務課、地区市民センター、鈴鹿市ホームページ

エ 募集方法：窓口（文化財課・地区市民センター）への持参、FAX、
電子メール、郵送（意見公募期間最終日当日の消印有効）、

オ 実施結果

（ア）意見提出人数：5 人

（イ）意見数：3 2 件

2 今後のスケジュール

7 月 9 日（火）教育委員会定例会

6 月から 8 月 文化庁協議（修正となるケースが多い）

8 月～9 月 計画最終案報告（行政経営会議等）

文化庁への申請

1 2 月 文化庁認定（その後、公表する）

3 鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）【資料 4】

鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）に対する市議会全員協議会にお

ける意見とその対応について

■提案者 5人

■意見数 9件

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方（案）
1		スケジュールについて、鈴鹿市文化財調査会の承認は得ているのか。	無	調査会には報告済です。
2		計画内で、神戸城の発掘等、今後の課題が整理されるのは良い。	無	御意見としてお伺いします。
3	51	織田信長の侵略は「侵略」でよいのか。鈴鹿市史での記載はどうか。	有	鈴鹿市史の記載を確認し、侵略→侵入に変更しました。
4	85 ～	総合計画 2031 のビジョン 5 との繋がりがわかりにくい。	無	総合計画との繋がりについては、ビジョン 1 について明記し、ビジョン 5 との繋がりについては、具体的な取組について、第 7 章に記載しています。
5	93	計画作成により補助金等は利用しやすくなるのか。 悉皆的調査について、幅広くということだが、業務量が多い。補助金などの活用もすべきではないか。	無	本計画の作成により、発掘等補助金の利用がしやすくなることも想定しています。
6	(95)	建物の保存は市単独費では困難と考える。公民連携（建物等）の記載がなくてよいのか。	有	P95 の⑤施設の現状と課題において、「改修を実施するにあたっては、公民連携による手法を用いた整備が必要とされます」を追記しました。
7	97	「すずか遺産」について、良いことだが、具体的な取組みは？	無	鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会からの意見で取組の一つの案として取り入れています。鈴鹿市独自かについては、未指定の文化財のことについては他市町でもみられる取組です。すずか遺産について、定義や範囲についても未定です。
8	111	樹木医会の関連する業務内容が調査等だが、「保全」を加えてはどうか。	有	調査等→調査・保全等に変更します。
9		伊勢型紙の小本（原図・原案）を様々な用途で活用すべきではないか。	無	御意見としてお伺いします。

鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）に対する意見公募における意見

とその対応について

■募集期間 令和6年4月 22 日(月)から令和6年5月 22 日(木)まで

■提出者 5 人

■意見数 32 件

意見 No	該 当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方（案）
1	全 般	「鈴鹿市は文化不毛の都市」とよく聞が、今一度行政トップの意識が変わり、鈴鹿市の文化財行政の抜本的改革に早急に着手することに期待したい。	無	御意見は本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
2	全 般	概ね賛同できるが、実行のための具体策に欠ける点もある。	無	具体策については、第7章の取組の中で進めてまいります。
3	32	近隣の市と比べて鈴鹿市の市指定文化財の件数が極端に少ない。 最大の問題点は市の文化財行政システムの不備、市のトップ・関係職員の文化財に対する認識不足ではないか。	無	御意見は本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
4	39	戦争遺跡の文化財指定は全国的な流れであるが、三重県や鈴鹿市は戦争遺跡指定に後進的な自治体の一つであり、「戦争遺跡は歴史が浅く文化財ではない」とする前時代的な思考から早く脱却する必要がある。早急に指定すべき文化財を以下に挙げる。 ①鈴鹿市市制発足に係る関係文書一括 ②旧北伊勢陸軍飛行場掩体（鈴鹿市三畑町） ③鈴鹿海軍工廠山の手発射場着弾場 ④鈴鹿海軍航空隊正門及び番兵棟 ⑤鈴鹿海軍工廠正門銘板	無	戦争遺跡という正式な名称は存在せず、文化庁が示す近代遺跡の中の「政治の分野・軍事にあたるもの」がいわゆる戦争遺跡として認識されているようです。5 つのものが近代遺跡として如何かとの御意見ですが、現状指定されているものでないため、御意見として承ります。

5	47	鈴鹿郡の歴史文化に鈴鹿山麓沿いの「巡見街道」が記載されていない。	無	御意見として承ります。 なお、御意見の箇所ではありませんが、40 ページに巡見街道に触れた箇所があります。
6	44 ～ 46	鈴鹿市は、軍事施設をスムーズに造るため、大合併して誕生した全国初の市であり、軍事施設が戦後の工業、発展の基礎となり、歴史や文化の異なる 3 つの市街地があるということをきちんと記す必要がある。	無	26 ページ、27 ページ、46 ページに、鈴鹿市の成立や軍事施設の平和産業への転換について記載しています。
7	47 ～ 49	鈴鹿市には総合博物館ではなく、特色を活かした文化財普及活動の重要な拠点として、鈴鹿市考古博物館、大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館等が整備されたが、定期的な企画展を行っているのは一部の施設のみである。考古博物館を基幹とした各資料館とのネットワークが機能していない。	無	考古博物館と資料館等の有機的な連携は、課題と認識しておりますので、本計画の修正等ではなく、文化財課の業務として取り組みます。
8	55 ～	文化財群の 5 番目として「市誕生の原点～いまも残る軍施設」を入れる。「市の特徴」と合わせて欠かせない関連文化財群だと思う。	無	意見No.8～11 関連文化財群の設定について、鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会からの意見もいただきながら進めておりますので、御意見として承ります。
9	55 ～	関連文化財群の設定について、鈴鹿市の状況から、いわゆる旧陸海軍による「戦争遺跡」を加えるべきと思う。非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言を標榜する本市において、市の成立の経過を跡づける遺跡として、保存と活用をすべき。	無	
10	55 ～	戦争遺跡の保存も史跡指定を見据えて関連文化財群の項目を見直していただきたい。あわせて、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、公文書館設置と戦争関連資料の展示を願う。	無	
11	55 ～	関連文化財群の設定について、鈴鹿市の状況から、いわゆる旧陸海軍による「戦争遺跡」を加えるべきと思う。非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言を標榜す	無	

		る本市において、市の成立の経過を跡づける遺跡として、保存と活用をすべき。		
12	59 ～	核になる文化財 概要 国の華・伊勢国分寺 の写真項目(構成文化財等)に次の文化財を追加してはどうか。 ①光福寺所有の扁額2点 ※本多忠■・忠升の書 ②光福寺所有の「伊勢国分寺陳迹碑記」の碑(国分町) ③王城桜(国分町)※伝聖武天皇お手植え桜、東海道宿村大概帳にも載る ④菅原神社(国分町)梅園 ⑤寺田山1号墳(高岡町)	無	構成文化財については、指定文化財、登録文化財は掲載していますが、未指定のものについては、様々な御意見があるため、現状のままとさせていただきます。 なお、⑤については、古墳群を一括として掲載しており、掲載済です。
13	59 ～	点在する文化財を点から線への利活用計画や、それに併せた散策コースの設定も必要	無	「点在する文化財を点から線への利活用計画や、それに併せた散策コースの設定も必要」については、96ページの第7章の取組の中で取り組んでまいります。
14	84 ～ 95	考古博物館の常設展示は一度も展示替えが行われていないため、専門人材の確保とあわせて展示室のリニューアルが課題である。考古博物館の役割と方向性への議論が大切である。	無	考古博物館の常設展示について、資料の増加等に伴い、一部追加や展示物の入れ替えなども行っています。展示室のリニューアル等については、御意見として承ります。
15	86 ～ 95	鈴鹿市の市制発足に関わる資料について、大半が廃棄あるいは所在不明となっているが、鈴鹿市や鈴鹿市の文化財行政の怠慢である。一般文化財行政は市長部に、文化財保護行政は教育委員会部局にそれぞれ分離すべきである。	無	組織に関することであり、本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
16	86 ～ 95	学校現場における文化財保護に関する周知・普及活動は、催し物のお知らせ程度である。「教室に伺います」という積極的な体制ができているか検証が必要である。	無	97 ページのとおり、学校教育における学習機会の充実に向けて取り組むべきとしています。
17	86 ～ 95	埋蔵文化財について、調査・保護対象が中世以前である、近世以降を調査対象や保護対象としないことは大きな問題である。	無	遺跡調査については、文化庁の指導・方針を踏まえながら時世に応じた判断を考察してまいります。

18	86 ～ 96	幅広い計画だが、実行するための財源・人力の確保は可能か。 87 ページに文化財を地域共有の宝とし、まちおこしなどに活用とあるが、取組には大変な財源と人力・組織体制が必要であり、行政側の財源確保や補助金等の支援策は必要。その他民間資金等による財源確保に努めますでは不足である。	無	さまざまな取組を実行する上、財源や人力の確保は必要です。補助金等の支援については、支援制度の中で有効に活用できるよう、情報発信や運用をいたします。
19	93、 98	未指定文化財の調査は大変であり、市の具体策を計画に明記すべき。 未指定文化財の継続調査をどのようにするのか。市からの一方的な調査のみでは無理がある。所有者が趣旨を理解し、主体的に写真等を提出するよう市は依頼すべき。そのため、必要経費について適正な補助金交付が必要である。	無	未指定文化財の調査について、所有者からの申請・申し出による場合、資料の提出等必要な協力をお願いしており、それに伴う補助等は実施していません。また、市側から依頼する調査においても、同様であり、丁寧な説明を行ってまいります。
20	94 ～	埋蔵文化財調査について、資料の蓄積も進んできており、資料についても多面的な調査・分析によって再評価を加えていく時期が来ている。埋蔵文化財の収蔵施設の確保や整理についても、重要な項目と思う。	無	埋蔵文化財の収蔵施設の確保については、認識しており、鈴鹿市公共施設等総合管理計画等の考え方（保有量の適正化など）もあるため、御意見として承ります。
21	96 ～	「つなぐ」ための取組項目に「戦争遺跡の調査・把握」を入れる。 「おこす」ための取組に、「戦争遺跡ツーリズム」を入れる。 石薬師の陸軍第一気象連隊射撃場を「平和公園」として整備する。 戦争資料を収集展示する「平和資料室」を新設する。	無	意見No.21、22 戦争遺跡については、意見No.4 のとおりです。 取組についても、御意見として承ります。
22	96 ～ 100	市民の多くは鈴鹿市が戦時中にできた市であり、戦後その跡地に工場や商業施設ができたことを知らない。戦後 80 年の経過で資料の散逸等が進行しており、早急な対応が求められるが、その解決策として「鈴鹿市市制資料館」、「鈴鹿市平和博物館」の建設を提	無	なお、公園や資料室、鈴鹿市平和博物館等の建設については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画等の考え方もあるため、御意見として承ります。

		案したい。財政的負担は承知しているが、民間や企業の資金や場所の活用など手段を探索することが大事である。		
23	96 ～ 100	「まなぶ」活用について、他市等の条例には公開について、出品勧告や費用負担等が記載されているが、この計画には具体策がない。所有者側は不安になり、出品協力が得にくい。また、「おこす」取り組みでも安全対策で不安を感じる。地域別の未指定文化財リストを地域に提供するにも、少し無理があり、再検討は必要。	無	文化財の活用について、所有者の意向を最大限尊重します。また、未指定の文化財の地域への提供については、100 ページの取組の中で留意してまいります。
24	97	「文化財と地域づくり」が他市の地域計画においても重点項目となっている。すずか遺産（鈴鹿市地域遺産認定制度）は良いアイデアだが、地域のモノ（文化財）と人をつなぐ文化財ガイドとして『（仮称）文化財の伝道師』制度が必要。「人づくり」の養成が急務である。	無	意見No.24～26 （仮称）すずか遺産については、その範囲を含め、今後検討することとしています。
25	97	（仮称）すずか遺産（鈴鹿地域遺産認定制度）と未指定文化財リストは別物か、同様な気がする。	無	
26	97	（仮称）すずか遺産（鈴鹿地域遺産認定制度）の新設は、具体的な認定への過程が述べられていないが、文化財の保存と活用に有効な手法だと思う。これについて「町づくり協議会」との何らかの対応を模索できないか。 例として「夢ある稲生町づくり協議会」のホームページは羨ましく思う。	無	
27	98	未指定文化財リストの管理・拡充はどのようにするのか。 鈴鹿市文化財調査会の判断を経て追加掲載し、所有者に通知すべき。 リスト掲載には盗難等の予防・安全対策が必要。	無	未指定文化財リストについて、各地域との情報共有は行いますが、防犯等の関係から原則、非公開といたします。

28	98	未指定文化財についても指定文化財と同様に保存対策を講じるべき。所有者による保存計画の作成と、保存のための諸経費への適正な補助金など行政支援が必要。	無	未指定文化財については、所有者や地域による保存を想定しており、現状行政支援は考えておりません。
29	98	盗難防止策や安全対策のための保険補償関係。 文化財とみなされたものについて全国的な特約補償保険を検討してはどうか。	無	個々の文化財について、必要とされる保険は異なるため、文化財としての保険ではなく、現存の盗難被害の補償保険での対応となると考えます。
30	その他	県の大綱や国に登録制度にも税制優遇措置が記載されている。市の文化財全体・未指定文化財リスト掲載物件にも税制優遇措置を考慮すべき。	無	三重県の大綱については、独自の制度ではなく国の制度の紹介が記載されています。 市での独自措置は困難であり、御意見として承ります。
31	その他	このような計画・事業については、補助金や補償保険などの安全対策などの行政支援が必要。それにより、未指定文化財の所有者からの協力が得られるのではないか。	無	行政支援について、意見No.18、28等で回答したとおりです。
32	その他	計画と関係ないが、令和 10 年の大黒屋光太夫没後 200 年には三重県立博物館での展覧会を期待する。	無	御意見として承ります。



令和 7 年度 鈴鹿市立幼稚園入園児募集要項



令和 7 年度鈴鹿市立幼稚園の入園児を次のとおり募集します。

1 募集対象

鈴鹿市に居住（又は入園までに居住を予定）しており、次の期間に生まれた幼児

- 5 歳児：平成 3 1 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ
- 4 歳児：令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ
- 3 歳児：令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ

鈴鹿市に居住していればどの園にも入園願を提出できますが、公立幼稚園の併願はできません。

2 定員及び連絡先

幼稚園名	住 所	電話番号	定員		
			5 歳児 (人)	4 歳児 (人)	3 歳児 (人)
国府幼稚園	国府町 3519-1	378-4523	70	35	20
玉垣幼稚園	北玉垣町 734	382-3663	35	35	20
旭が丘幼稚園	東旭が丘五丁目 3-33	387-5326	70	35	20
飯野幼稚園	三日市南二丁目 1-7	382-3698	105	35	-
神戸幼稚園	神戸七丁目 4-12	382-3275	70	35	-

- 入園希望を募った結果、募集期間最終日（令和 6 年 9 月 20 日）において総園児数が 15 人未満となった場合は休園となります（ただし、3 年保育の試行期間中である令和 7 年度までは、経過措置を適用し、総園児数が 7 人（複式学級が実施できる最低数。3 歳児は除く。）未満の場合、休園とします。）。
- 定員を超えた場合は、抽選となります。ただし、進級する園児は優先となります。

3 入園手続

令和6年8月1日（木）から各園で「入園願」を配布します。

入園を希望される幼稚園へお越しいただき、「入園願」を提出してください。

4 募集期間

令和6年9月2日（月）～ 令和6年9月20日（金） 9時から16時まで
（土曜・日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

募集期間終了後も、定員に空きがあれば随時入園願を受付します。

空き状況については、幼稚園又は子ども育成課へお問い合わせください。



5 その他

●保育料等

保育料は無償（0円）ですが、給食費4,200円（令和6年度参考額）、その他の諸経費（教材費、PTA会費、アルバム代等）が必要です。入園料は不要です。

●保育時間

8時30分から14時までです。登降園の時間は、園により多少異なりますので、幼稚園にお問い合わせください。

※通園バスはありませんので、原則、保護者による送迎となります。ただし、5歳児については、通学団にて小学生と一緒に登園できる園もありますので、幼稚園にお問い合わせください。

●休園日

- （1）土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （2）夏休み 7月21日～8月31日
- （3）冬休み 12月24日～1月 7日
- （4）春休み 3月26日～4月 7日
- （5）その他教育委員会が必要と認める日



鈴鹿市立幼稚園ではお子さんの発達や、子育てに関する不安や悩みなどの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

【お問合せ先：鈴鹿市 子ども政策部 子ども育成課 TEL 059-382-7606】